

平成31年2月18日に総務生活委員会を開催し、所管する事務事業の調査を次のとおり行いました。

● 機構改革について ●

～内容～

平成31年度に予定している機構改革について調査を行いました。

～質疑～

問：文化スポーツ部とした狙いは何か。
答：教育委員会の事務を市長部局へ移管する中で、文化、生涯学習といった部分を統一的行う方がいいと考え、現在のそうじゃ吉備路マラソン推進室とあわせて文化とスポーツに特化した部とした。
問：教育委員会の事務を移管するが、法的に教育委員会の所管でないといけな いということはないのか。
答：地方教育行政の組織及び運営に関する法律で市長に事務が移管できるものとして学校体育以外のスポーツと文化財を除く文化に関することとなっていたが、4月1日から文化財に関する事務も市長へ権限が移管できるように法律が改正されている。生涯学習に関する事項については、法律上は権限の移管まではできないが、市長部局の職員がその事務を補助的に執行するという事で文化スポーツ部の方で一体的に事務を進めていきたいと考えている。
問：子どもに関する人権教育や放課後子ども教室などは教育委員会が所管すべきではないか。
答：人権や生涯学習については子どもから大人まですべてという観点、地域という観点もあわせると、一体的に事務を行う方がいいと考えたが、学校での人権教育や放課後子ども教室の事業を担当している職員は県の教育委員会から派遣されている職員も多く、身分の取扱等の問題もあるので、教育委員会の意見を聴きながら検討していきたい。